様式第二十五号の十四記載要領

1　「経 営 規 模 等 評 価 申 請 書
　　経営規模等評価再審査申立書
　　総 合 評 定 値 請 求 書」、
「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
　建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
　建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。　　」、

「北海道開発局長　「国土交通大臣
　北海道知事」、　　知事」及び「般
　　特」については、不要のものを消すこと。

2　「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第19条の4第1項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　太線の枠内には記入しないこと。

4　□□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば甲 建 設 工 業 □□のように左詰めで記入すること。

5　0 2「申請時の許可番号」の欄の「大臣／知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について別表（１）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6　0 3「前回の申請時の許可番号」の欄は、前回の申請時の許可番号と申請時の許可番号が異なつている場合についてのみ記入すること。

7　0 4「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の営業年度の終了の日（別表（２）の分類のいずれかに該当する場合で直前の営業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和３年３月３１日であれば、0 3年0 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

8　0 5「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	申　請　等　の　種　類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

9　0 6「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

コード	処　　理　　の　　種　　類
００	１２か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの営業年度について申請する場合
０１	６か月ごとに決算を完結した場合 （例）令和２年１０月１日から令和３年３月３１日までの営業年度について申請する場合
０２	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の営業年度その他１２か月に満たない期間で終了した営業年度について申請する場合 （例１）有限会社から株式会社への組織変更に伴い令和２年１０月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和３年３月３１日に終了した営業年度について申請するとき （例２）申請に係る営業年度の直前の営業年度が令和２年３月３１日に終了した場合で営業年度の変更により令和２年１２月３１日に終了した営業年度について申請するとき
０３	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度について申請する場合 （例）令和２年１０月１日に会社を新たに設立した場合で令和３年３月３１日に終了した最初の営業年度について申請するとき
０４	営業を承継しない会社の設立後最初の営業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）令和２年１０月１日に会社を新たに設立した場合で最初の営業年度の終了の日（令和３年３月３１）より前の日（令和２年１１月１日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、別表（２）の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

10　0 7「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15条に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

11　0 8「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又は パのように１文字として扱うこと。なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

12　0 9「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

（例 （株） 甲 建 設 □
　　乙 建 設 （有） □

種　　類	略　　号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

13　10「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように１文字として扱うこと。

14　11「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入すること。

15　12「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

16　13「主たる営業所の所在地」の欄には、14により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば霞が関２ー１ー１３□のように記入すること。

17　14「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03ー5253ー8111□ のように記入すること。

18　15「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「１」を、
特定建設業の場合は「２」を次の表の（　）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル･れんが･ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

19　16「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について18の表の(　)内に示された略号のカラムに「９」と記入すること。

20　17「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「１」又は「２」を記入すること。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。なお、申請者が国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合は、基準決算における自己資本の額又は平均自己資本額を記入すること。

　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

　ただし、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第1条の2第1項に規定する大会社及び同条第3項第2号に規定するみなし大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「自己資本額」の欄に平均自己資本額を記入するときは、平均自己資本額を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。カラムに数字を記入するに当たつては、単位は千円とし、例えば□,□□1,234,000 のように百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

21　18「利益額（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。

　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

　ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、「利益額（２期平均）」を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

22　19「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

23　20「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入し、例えば000001のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

24　「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

別表（１）

００	国土交通大臣	１２	千葉県知事	２４	三重県知事	３６	徳島県知事
０１	北海道知事	１３	東京都知事	２５	滋賀県知事	３７	香川県知事
０２	青森県知事	１４	神奈川県知事	２６	京都府知事	３８	愛媛県知事
０３	岩手県知事	１５	新潟県知事	２７	大阪府知事	３９	高知県知事
０４	宮城県知事	１６	富山県知事	２８	兵庫県知事	４０	福岡県知事
０５	秋田県知事	１７	石川県知事	２９	奈良県知事	４１	佐賀県知事
０６	山形県知事	１８	福井県知事	３０	和歌山県知事	４２	長崎県知事
０７	福島県知事	１９	山梨県知事	３１	鳥取県知事	４３	熊本県知事
０８	茨城県知事	２０	長野県知事	３２	島根県知事	４４	大分県知事
０９	栃木県知事	２１	岐阜県知事	３３	岡山県知事	４５	宮崎県知事
１０	群馬県知事	２２	静岡県知事	３４	広島県知事	４６	鹿児島県知事
１１	埼玉県知事	２３	愛知県知事	３５	山口県知事	４７	沖縄県知事

別表（２）

コード	処理の種類
１０	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１１	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
１２	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１３	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は営業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき
１４	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
１５	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
１６	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
１７	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
１８	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１９	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
２０	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
２１	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
２２	申請者が国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

別紙一（工事種類別完成工事高）記載要領

1　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□1 2のように右詰めで記入すること。

2　3 1「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入すること。

(1)12か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和２年４月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合

自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(2) ６か月ごとに決算を完結した場合

（例）令和２年10月１日から令和３年３月31日までの事業年度について申請する場合

自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

(3)商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和２年10月１日に当該組織変更の登記を行つた場合で令和３年３月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年04月 ～ 至令和03年03月

（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和２年３月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和２年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自令和02年01月 ～ 至令和02年12月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で令和３年３月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自令和02年10月 ～ 至令和03年03月

(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）令和２年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和３年３月31日）より前の日（令和２年11月１日）に申請するとき

自令和02年10月 ～ 至令和00年00月

3　3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を２の例により記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前２年の各審査対象事業年度の期間を２の例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入すること。

4　3 2「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入すること。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入すること。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入すること。

「完成工事高」の欄は、3 1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入すること。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入すること。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度について申請する場合にあつては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記載すること。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記載すること。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゆんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

5　3 3「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6　3 4「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2及び3 3に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7　この表は審査対象建設業に係る４のコード表中の工事の種類４つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たつては、例えば□,□□□1,2 3 4,0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

別紙二（技術職員名簿）記載要領

1　この名簿は、0 4「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する技術職員（第18条の３第２項第１号から第３号に該当する者。以下同じ。）に該当する者全員について作成すること。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとする。

2　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□ □ 1 2 のように右詰めで記入すること。

3　8 1「頁数」の欄は、頁番号を記入すること。例えば技術職員名簿の枚数が３枚目であれば0 0 3、12枚目であれば0 1 2のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

4　「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入すること。

5　「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入すること。

6　「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入すること。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
01	土木工事業	11	鋼構造物工事業	21	熱絶縁工事業
02	建築工事業	12	鉄筋工事業	22	電気通信工事業
03	大工工事業	13	舗装工事業	23	造園工事業
04	左官工事業	14	しゆんせつ工事業	24	さく井工事業
05	とび・土工工事業	15	板金工事業	25	建具工事業
06	石工事業	16	ガラス工事業	26	水道施設工事業
07	屋根工事業	17	塗装工事業	27	消防施設工事業
08	電気工事業	18	防水工事業	28	清掃施設工事業
09	管工事業	19	内装仕上工事業	29	解体工事
10	タイル･れんが･ブロック工事業	20	機械器具設置工事業		

7　「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち、「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表（四）及び別表（五）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

8　「講習受講」の欄は、法第15条第２号イに該当する者が、法第27条の18第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であつて、法第26条の６から第26条の８までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

9　「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、法第27条の18第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者についてその交付番号を記載すること。

10　「ＣＰＤ単位取得数」の欄は、第７条の３第３号若しくは第18条の３第２項第１号に規定する者又は１級若しくは２級の第一次検定に合格した者が、審査基準日から１年以内に取得したＣＰＤ（建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。以下同じ。）の単位数（ただし、算入できるＣＰＤ単位数は一人当たり30単位を上限とする。）を記載すること。

別紙三（その他の審査項目）記載要領

1　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように数字を記入すること。例えば□□1 2のように右詰めで記入すること。

2　4 1「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

3　4 2「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入すること。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。
(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。
(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。
(4) 厚生年金基金が設立されていること。
(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。
(6) 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。
(7) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

4　4 3「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく保険給付の基因となつた業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

5　4 4「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

6　4 5「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となつた人数が技術職員の人数の合計の1%以上に該当する場合は「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に〇が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載すること。

7　4 6「CPD単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前1年のうちに取得したCPDの単位数(ただし、算入できるCPD単位数は1人当たり30単位を上限とする。)を記載すること。また、「技術者数」の欄は、第7条の3第3号若しくは第18条の3第2項第1号に規定する者又は1級若しくは2級の第一次検定に合格した者(第18条の3第2項第1号に規定される者に該当する者を除く。)の数を記載すること。

8　4 7「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前3年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価(以下この11において「認定能力評価」という。)の区分が審査基準日の3年前の日において受けている評価の区分より1以上上位であつた技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前3年のうちに建設工事の施工に従事した者であつて第14条の2第2号チ又は同条第4号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前3年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

9　4 8「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく「えるぼし認定(1段階目)」を受けている場合は「1」を、「えるぼし認定(2段階目)」を受けている場合は「2」を、「えるぼし認定(3段階目)」を受けている場合は「3」を、「プラチナえるぼし認定」を受けている場合は「4」を、いずれの認定も受けていない場合は「5」を記入すること。

10　4 9「次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく「くるみん認定」を受けている場合は「1」を、「トライくるみん認定」を受けている場合は「2」を、「プラチナくるみん認定」を受けている場合は「3」を、いずれの認定も受けていない場合は「4」を記入すること。

11　5 0「青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況」の欄は、審査基準日において、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は「1」を、受けていない場合は「2」を記入すること。

12　5 1「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の欄は、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負つた建設工事のうち、国土交通大臣が定める建設工事以外の全ての建設工事において建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置として国土交通大臣が定めるものを実施した場合は「1」を、国土交通大臣が定める公共工事以外の全ての公共工事において当該措置を実施した場合は「2」を、いずれにも該当しない場合は「3」を記入すること。

13　5 2「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にする企業の自主宣言を行つている場合は「１」を、行つてない場合は「２」を記入すること。

14　5 3「　営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行つていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、表内の年号については不要のものを消すこと。

15　5 4「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、平成23年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入すること。

16　5 5「　防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

17　5 6「　営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

18　5 7「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

19　5 8「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「１」を、会計参与の設置を行つている場合は「２」を、第１８条の３第３項２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの又は第１８条の３第３項第２号ニに該当する者（一級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者に限る。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入すること。

20　5 9「公認会計士等の数」の欄は、第１８条の３第３項第２号イに該当する者、一級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、一級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を経過しないもの及び第１８条の３第３項第２号ニに該当する者の人数の合計を記入すること。

21　6 0「二級登録経理試験合格者等の数」の欄は、二級登録経理試験に合格した者であつて、合格した日の属する年度の翌年度の日から起算して５年を経過しないもの、二級登録経理講習を受講した者であつて、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して５年を超過しないもの又は第１８条の３第３項２号ニに該当する者（二級の登録経理講習を受講した者と同等以上と認められる者とされる者に限る。）の人数の合計を記入すること。

22　6 1「研究開発費（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入す

ること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

23 6 2「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第１項の自動車検査証をいう。以下同じ）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第１項第４号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第３項第33号に掲げる不整地運搬車、同号第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第７号第４号ニ掲げる締固め用機械及び同表第６号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。

24 6 3「エコアクション21の認証の有無」の欄は、審査基準日において、エコアクション21の認証を取得している場合(認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。)は「1」を、取得していない場合は「2」を記入すること。

25 6 4「ＩＳＯ９００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

26 6 5「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

記入すべき割合及び単位は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示すること。

別表（四）

	コード	資格区分
	００１	法第７条第２号イ該当
	００２	法第７条第２号ロ該当
	００３	法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
	００４	法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
建設業法	１１１	一級建設機械施工技士
	１１Ａ	〃　（附則第４条該当）
	１１Ｆ	一級建設機械施工技士補
	２１２	二級建設機械施工技士（第１種から第６種）
	２１Ｂ	〃　（第１種から第６種）（附則第４条該当）
	２１Ｇ	二級建設機械施工管理技士補（第１種から第６種）
	１１３	一級土木施工管理技士
	１１Ｃ	〃　（附則第４条該当）
	１１Ｈ	一級土木施工管理技士補
	２１４	二級土木施工管理技士（土木）
	２１Ｄ	〃　（土木）（附則第４条該当）
	２１Ｊ	二級土木施工管理技士補（土木）
	２１５	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
	２１Ｋ	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
	２１６	二級土木施工管理技士（薬液注入）
	２１Ｅ	〃　（薬液注入）（附則第４条該当）
	２１Ｌ	二級土木施工管理技士補（薬液注入）
	１２０	一級建築施工管理技士
	１２Ａ	〃　（附則第４条該当）
	１２Ｃ	一級建築施工管理技士補
	２２１	二級建築施工管理技士（建築）
	２２２	二級建築施工管理技士（躯体）
	２２Ｂ	〃　（躯体）（附則第４条該当）
	２２３	二級建築施工管理技士（仕上げ）
	２２Ｄ	二級建築施工管理技士補
	１２７	一級電気工事施工管理技士
	１２Ｅ	一級電気工事施工管理技士補
	２２８	二級電気工事施工管理技士
	２２Ｆ	二級電気工事施工管理技士補
	１２９	一級管工事施工管理技士
	１２Ｇ	一級管工事施工管理技士補
	２３０	二級管工事施工管理技士
	２３Ａ	二級管工事施工管理技士補
	１３１	一級電気通信工事施工管理技士
	１３Ｂ	一級電気通信工事施工管理技士補
	２３２	二級電気通信工事施工管理技士
	２３Ｃ	二級電気通信工事施工管理技士補
	１３３	一級造園施工管理技士
	１３Ｄ	一級造園施工管理技士補
	２３４	二級造園施工管理技士
	２３Ｅ	二級造園施工管理技士補
建築士法	１３７	一級建築士
	２３８	二級建築士
	２３９	木造建築士
技術士法	１４１	建設・総合技術監理（建設）
	１４Ａ	〃　（附則第４条該当）
	１４２	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
	１４Ｂ	〃　（附則第４条該当）
	１４３	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	１４Ｃ	〃　（附則第４条該当）
	１４４	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	１４５	機械・総合技術監理（機械）
	１４６	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
	１４７	上下水道・総合技術監理（上下水道）
	１４８	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
	１４９	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
	１４Ｄ	〃　（附則第４条該当）
	１５０	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
	１５１	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
	１５Ａ	〃　（附則第４条該当）
	１５２	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
	１５３	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
	１５４	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）
電気工事士法 電気事業法	１５５	第一種電気工事士
	２５６	第二種〃　３年
	２５８	電気主任技術者（第１種から第３種）　５年

電気通信事業法	２５９	電気通信主任技術者　５年
	２３５	工事担任者
水道法	２６５	給水装置工事主任技術者　１年
消防法	１６８	甲種消防設備士
	１６９	乙種消防設備士
職業能力開発促進法	１７１	建築大工（１級）
	２７１	〃　（２級）　３年
	１６４	型枠施工（１級）
	２６４	型枠施工（２級）　３年
	１６Ｂ	型枠施工（１級）（附則第４条該当）
	２６Ｂ	〃　（２級）（附則第４条該当）　３年
	１７２	左官（１級）
	２７２	〃（２級）　３年
	１５７	とび・土工（１級）
	２５７	〃　（２級）　３年
	１５Ｂ	とび・土工（１級）（附則第４条該当）
	２５Ｂ	〃　（２級）（附則第４条該当）　３年
	１７３	コンクリート圧送施工（１級）
	２７３	〃　（２級）　３年
	１７Ａ	コンクリート圧送施工（１級）（附則第４条該当）
	２７Ａ	〃　（２級）（附則第４条該当）３年
	１６６	ウェルポイント施工（１級）
	２６６	〃　（２級）　３年
	１６Ｃ	ウェルポイント施工（１級）（附則第４条該当）
	２６Ｃ	〃　（２級）（附則第４条該当）　３年
	１７４	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（１級）
	２７４	〃　〃　（２級）　３年
	１７５	給排水衛生設備配管（１級）
	２７５	〃　（２級）　３年
	１７６	配管・配管工（１級）
	２７６	〃　〃　（２級）　３年
	１７０	建築板金「ダクト板金作業」（１級）
	２７０	〃　（２級）　３年
	１７７	タイル張り・タイル張り工（１級）
	２７７	〃　〃　（２級）　３年
	１７８	築炉・築炉工（１級）・れんが積み
	２７８	〃　〃　（２級）　３年
	１７９	ブロック建築・ブロック建築工（１級）・コンクリート積みブロック施工
	２７９	〃　〃　（２級）　３年
	１８０	石工・石材施工・石積み（１級）
	２８０	〃　〃　〃　（２級）　３年
	１８１	鉄工・製罐（１級）
	２８１	〃　〃　（２級）　３年
	１８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）
	２８２	〃　〃　（２級）　３年
	１８３	工場板金（１級）
	２８３	〃　（２級）　３年
	１８４	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（１級）
	２８４	〃　〃　〃　（２級）　３年
	１８５	板金・板金工・打出し板金（１級）
	２８５	〃　〃　〃　（２級）　３年
	１８６	かわらぶき・スレート施工（１級）
	２８６	〃　〃　（２級）　３年
	１８７	ガラス施工（１級）
	２８７	〃　（２級）３年
	１８８	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）
	２８８	〃　〃　〃　（２級）　３年
	１８９	建築塗装・建築塗装工（１級）
	２８９	〃　〃　（２級）　３年
	１９０	金属塗装・金属塗装工（１級）
	２９０	〃　〃　（２級）　３年
	１９１	噴霧塗装（１級）
	２９１	〃　（２級）　３年
	１６７	路面標示施工
	１９２	畳製作・畳工（１級）
	２９２	〃　〃　（２級）　３年
	１９３	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）
	２９３	〃　〃　〃　〃　〃　〃　〃　（２級）　３年
	１９４	熱絶縁施工（１級）
	２９４	〃（２級）　３年
	１９５	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）
	２９５	〃　〃　〃　〃　〃　（２級）　３年

	１９６	造園（１級）
	２９６	〃　（２級）　３年
	１９７	防水施工（１級）
	２９７	〃　（２級）　３年
	１９８	さく井（１級）
	２９８	〃　（２級）　３年
	０６１	地すべり防止工事　１年
	０６Ａ	〃　（附則第４条該当）　１年
	０６２	建築設備士　１年
	０６３	計装　１年
	０６０	解体工事
	０６４	基幹技能者
	７０３	レベル３技能者（能力評価制度）
	７０４	レベル４技能者（能力評価制度）
	０９９	その他

備考

資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。

別表（五）

コード	資格区分
３０１	土木工事業について１級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
３０２	建築工事業　〃
３０３	大工工事業　〃
３０４	左官工事業　〃
３０５	とび・土工工事業　〃
３０６	石工事業　〃
３０７	屋根工事業　〃
３０８	電気工事業　〃
３０９	管工事業　〃
３１０	タイル・れんが・ブロック工事業　〃
３１１	鋼構造物工事業　〃
３１２	鉄筋工事業　〃
３１３	舗装工事業　〃
３１４	しゆんせつ工事業　〃
３１５	板金工事業　〃
３１６	ガラス工事業　〃
３１７	塗装工事業　〃
３１８	防水工事業　〃
３１９	内装仕上工事業　〃
３２０	機械器具設置工事業　〃
３２１	熱絶縁工事業　〃
３２２	電気通信工事業　〃
３２３	造園工事業　〃
３２４	さく井工事業　〃
３２５	建具工事業　〃
３２６	水道施設工事業　〃
３２７	消防施設工事業　〃
３２８	清掃施設工事業　〃
３２９	解体工事業　〃
４０１	土木工事業について２級技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
４０２	建築工事業　〃
４０３	大工工事業　〃
４０４	左官工事業　〃
４０５	とび・土工工事業　〃
４０６	石工事業　〃
４０７	屋根工事業　〃
４０８	電気工事業　〃
４０９	管工事業　〃
４１０	タイル・れんが・ブロック工事業　〃
４１１	鋼構造物工事業　〃
４１２	鉄筋工事業　〃
４１３	舗装工事業　〃
４１４	しゆんせつ工事業　〃
４１５	板金工事業　〃
４１６	ガラス工事業　〃
４１７	塗装工事業　〃
４１８	防水工事業　〃
４１９	内装仕上工事業　〃
４２０	機械器具設置工事業　〃
４２１	熱絶縁工事業　〃
４２２	電気通信工事業　〃

４２３	造園工事業　〃
４２４	さく井工事業　〃
４２５	建具工事業　〃
４２６	水道施設工事業　〃
４２７	消防施設工事業　〃
４２８	清掃施設工事業　〃
４２９	解体工事業　〃
５０１	土木工事業についてその他の技術者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当
５０２	建築工事業　〃
５０３	大工工事業　〃
５０４	左官工事業　〃
５０５	とび・土工工事業　〃
５０６	石工事業　〃
５０７	屋根工事業　〃
５０８	電気工事業　〃
５０９	管工事業　〃
５１０	タイル・れんが・ブロック工事業　〃
５１１	鋼構造物工事業　〃
５１２	鉄筋工事業　〃
５１３	舗装工事業　〃
５１４	しゆんせつ工事業　〃
５１５	板金工事業　〃
５１６	ガラス工事業　〃
５１７	塗装工事業　〃
５１８	防水工事業　〃
５１９	内装仕上工事業　〃
５２０	機械器具設置工事業　〃
５２１	熱絶縁工事業　〃
５２２	電気通信工事業　〃
５２３	造園工事業　〃
５２４	さく井工事業　〃
５２５	建具工事業　〃
５２６	水道施設工事業　〃
５２７	消防施設工事業　〃
５２８	清掃施設工事業　〃
５２９	解体工事業　〃
６０１	登録基幹技能者講習を修了した者と同等以上の潜在的能力があると国土交通大臣が認定した者に該当

備考

１級技術者…法第１５条第２号イに該当する者

２級技術者…法第２７条第１項の技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによつて直ちに法第７条第２号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによつて直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であつて１級技術者及び登録基幹技能者講習を修了した者以外の者

その他の技術者…法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第１５条第２号ハに該当する者で１級技術者、登録基幹技能者講習を修了した者及び２級技術者以外の者

登録基幹技能者講習を修了した者…第１８条の３第２項第２号の登録を受けた講習を終了した者で１級技術者以外の者